

## 久留米市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者（以下「みまもり会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）が行う会員制の相互援助活動（以下「援助活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域住民の子育て支援を図ることを目的とする。

### (設置)

第2条 援助活動を支援する事業（以下「支援事業」という。）を実施するため、ファミリー・サポート・センターくるめ（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、久留米市天神町8番地 久留米市子育て交流プラザ内に置く。

### (センターの業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録、会員の組織化に関すること。
- (2) 会員の相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催に関すること。
- (4) 会員及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要なこと。

2 センターの業務は、特定非営利活動法人等に委託して実施するものとする。

### (会員の要件)

第4条 この要綱に基づき、援助活動を行おうとする者は、センターの設置目的を理解し、みまもり会員又はおねがい会員のそれぞれに定める要件を具備し、そのいずれかの会員として入会しなければならない。

2 みまもり会員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 久留米市、うきは市、大木町、大刀洗町内に居住する者
- (2) 積極的に活動できる20歳以上の者
- (3) センターが実施する講習会又は同等の講習会を受講した者

3 おねがい会員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 久留米市、うきは市、大木町、大刀洗町内に居住する者又は同地域の事業所等に勤務する者
- (2) 生後3か月以上の乳幼児若しくは小学生（以下「子ども」という。）を現に育児している者
- (3) センターが実施する講習会又は同等の講習会を受講した者

#### (入会等)

- 第5条 みまもり会員として入会しようとする者はみまもり会員申請書（第1号様式）を、おねがい会員として入会しようとする者はおねがい会員申請書（第2号様式）及びおねがいシート（お子様情報）（第3号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 センターは、前項の申請に基づき承認した者を会員として登録するとともに、その会員に対し、会員証（第4号様式）を発行するものとする。
  - 3 会員は、第1項の様式に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

#### (退会)

- 第6条 会員は、退会しようとするときは、センターに届け出なければならない。
- 2 会員が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は会員として適さないと認められるときは、センターは、その会員を退会させるものとする。
  - 3 会員は、退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

#### (保険)

- 第7条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して活動を行うため、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。
- 2 前項の保険加入に要する保険料は、センターが負担する。

#### (会員の責務)

- 第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 援助活動により知り得た他人の家庭事情等について、プライバシーを侵害しないこと。退会した後も、同様とする。
  - (2) 援助活動を利用して、物品の販売や斡旋、宗教活動、政治活動等を行わないこと。
  - (3) 援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに届け出ること。
  - (4) その他センターの設置目的に反する行為をしないこと。
- 2 みまもり会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 援助活動中は、常に会員証を携帯し、関係者の請求があった時は、これを提示すること。
  - (2) 複数の会員に対し、同時間帯に重複した援助活動を行わないこと。

#### (アドバイザー)

- 第9条 支援事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - (1) センターの事業内容の周知、啓発に関すること。
    - (2) 会員の募集、登録等に関すること。

- (3) サブ・リーダーの育成及び指導に関すること。
  - (4) 会員の相互援助活動の調整に関すること。
  - (5) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施に関すること。
  - (6) 会員間に生じた問題の解決又は助言に関すること。
  - (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
  - (8) その他センターの運営について必要な事項に関すること。
- 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(サブ・リーダー)

- 第10条 センターは、支援事業を円滑に運営するため、一定の地域を単位とする会員グループごとに、その世話等を行うサブ・リーダーを置く。
- 2 サブ・リーダーは、会員の中からセンターが依頼する。
  - 3 サブ・リーダーは、センターの支援事業に対する協力者として、アドバイザーの指示を受け、会員の援助活動の調整を行う。

(援助活動の内容)

- 第11条 会員が行う援助活動は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 子どもの一時預かり
  - (2) 保育所、幼稚園等への送迎
  - (3) その他センターの支援事業の目的に適合する援助活動
- 2 子どもを預かる場合は、原則として依頼を受けたみまもり会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合その他やむを得ないと認められる場合は、会員相互の合意に基づき、依頼したおねがい会員の家庭で行うことができる。

(援助活動の時間)

- 第12条 みまもり会員による援助活動の時間は、午前7時から午後9時までの時間帯において育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(援助活動の実施)

- 第13条 おねがい会員は、第11条第1項に規定する援助活動を依頼しようとするときは、センターに対して必要とする援助活動の内容を示し、みまもり会員の紹介を申し込むものとする。
- 2 センターは、前項の申込みを受けたときは、援助依頼受付簿（第5号様式）に記入するとともに、申し込みの内容に対応できるみまもり会員を選考し、その申し込みをしたおねがい会員に紹介するものとする。
  - 3 援助活動は、みまもり会員、おねがい会員相互の主体的な合意と責任のもとに実施するものとする。

- 4 援助活動を実施したみまもり会員は、活動の実施後、速やかに援助活動報告書（第6号様式）を作成し、援助を依頼したおねがい会員の確認を受けなければならない。
- 5 援助活動を実施したみまもり会員は、前項に規定する援助活動報告書を月ごとにとりまとめ、速やかにセンターに提出するものとする。
- 6 自然災害時に警戒レベル4以上（避難指示発令）の際は援助活動を中止とする。

（報酬等）

第14条 援助活動を依頼したおねがい会員は、その活動を実施したみまもり会員に対し、援助活動の終了後、その都度、報酬及び実費を支払うものとする。

2 報酬の額は、次のとおりとする。

区分	報酬単価
基準活動日（月曜日から土曜日）の基準活動時間（午前9時から午後6時）	1時間につき600円
上記以外の曜日及び時間並びに特定日（8月13日から同月15日、12月28日から1月4日）	1時間につき800円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 1時間を超える場合は、30分単位で、それぞれの報酬単価の半額とする。
- 3 同一世帯に属する複数の子どもの預かる場合は、2人以上から半額とする。
- 4 援助活動を取り消した場合の報酬は、次のとおりとする。
  - ・前日までの取消し 無料
  - ・当日の取消し 1時間の報酬額
  - ・無断取消し 全額
- 5 自然災害時に援助活動を取り消した場合の報酬は、次のとおりとする。
  - ・雨、台風、大雪で警戒レベル4以上（避難指示発令）の場合の当日の取消し活動開始前にみまもり会員とセンターに連絡があった場合 無料
  - 活動開始前までに連絡がなかった場合 全額

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。